



# Weekly Report



クラブテーマ 「和の心」で 笑顔あふれるロータリー活動を

2024-2025 小林 篤 年度 第20回

通算 2862 例会

令和 7 年 1 月 16 日(木)  
1 月第 2 例会

## 本日の例会

例会場 料亭ふな又  
点鐘 18:00  
テーマ 卓話  
主管 会場・出席委員会

- ・ロータリーソング  
我等の生業
- ・四つのテスト・ロータリーの目的  
中村 正 会員
- ・卓話講師  
春日部イブニングRC  
パスト会長坂寄栄司様

## 次回例会案内

令和 7 年 1 月 23 日(木)  
例会場 料亭ふな又  
点鐘 18:00  
テーマ 新会員  
イニシエーションスピーチ

## 2024-2025 年度 岩槻ロータリークラブ

会長 小林 篤  
幹事 内藤 明  
会報・広報・IT委員長 樵 康史  
例会場 ふな又  
例会日 木曜日  
点 鐘 第 1・第 2 12:30  
第 3 18:00

### クラブ事務所

さいたま市岩槻区本町 3-8-2-203  
TEL 048-758-0680  
FAX 048-758-0681  
MAIL info@iwatsuki-rotaryclub.jp



## 会長挨拶

第 62 代会長 小林 篤

本日のお客様は、春日部イブニングロータリークラブのパスト会長であり、第 6 グループのガバナー補佐ノミネーでいらっしゃる坂寄栄司様です。  
坂寄様、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。



坂寄様には、毎年岩槻ロータリークラブにお越しいただき、卓話をしていただいております。特に税に関する貴重なお話は、会員一同、大変勉強になっております。数年前のご講演では、「今後、日本人が他国に出稼ぎに行く時代が来る」というご予測をされていましたが、その内容は現在の円安の状況下で現実のものとなっています。

円安が続く中、海外で働く方が国内より多くの収入を得られる時代が到来しました。また、海外旅行をする方々や、日本で働く外国人の方々にとっても、この円安の影響は大きく感じられることでしょう。

しかし、円安が進行する一方で少子化が加速し、国内の労働力がさらに減少すると、日本経済はますます厳しい状況に追い込まれるのではないかと懸念しております。現在、日本は外国人労働者の方々には頼らざるを得ない状況ですが、もし彼らが日本を離れるような事態になれば、労働力不足がさらに深刻化し、社会や経済への影響も甚大となるでしょう。

一刻も早く円高が実現し、日本経済が安定的に成長することを心より願っております。

さて、昨日の理事会で、北さんと藤園さんの入会が承認されました。これから会員の皆様に異議申し立ての確認を行います。仲間が増えることは大変喜ばしいことです。今年度はこれで 8 名の増強となりました。

昨日は、中村パスト会長と田畑直前会長とともに理事会後に食事をしました。その席で中村パスト会長から、「目標の 30 人で満足してはいけない。31 人、32 人とさらなる増強を目指して取り組むべきだ」とご指導をいただきました。今年度中に必ず目標を超えたいと考えておりますので、新入会員候補者がいらっしやいましたら、ぜひご連絡ください。以上で会長挨拶を終わります。本日もよろしくお願ひいたします。

## Rotary 岩槻ロータリークラブ3ヵ年戦略計画

### クラブビジョン声明

仲間を増やしクラブを大きくして  
地域から尊敬されるクラブを目指しましょう。  
みんなで岩槻ロータリークラブ!

#### より大きなインパクトをもたらす

- ・他団体と連携し地域に根ざした奉仕活動
- ・地域の教育機関との連携
- ・駅前や多くの人が集まる場所でのイベント開催
- ・メディア・ソーシャルメディア等を通じた広報活動

#### 参加者の積極的なかかわりを促す

- ・新世代活動の設立推進(IAC, RAC)
- ・電子デバイス等を使った会員同士の強固な連携
- ・米山農学生の誘致
- ・クラブブランディングの強化
- ・引各種寄付の推進

#### 参加者の基盤を広げる

- ・全会員1人以上の入会候補者の推進
- ・女性会員を増やす
- ・新入会員に対して教育セミナー実施
- ・地域での他団体、企業等の協力体制の構築

#### 適応力を高める

- ・RIの積極的な参加
- ・経験を兼ねた他クラブと合同例会実施
- ・会員の参加意欲を高めるための例会実施
- ・会員が活躍できる場を創出

## 幹事報告

幹事 内藤 明

- 第 2770 地区よりインターアクト日韓訪日団歓迎会及びお別れ会の案内が届いております。
- 第 2770 地区よりカルガリー国際大会地区ナイトの案内が届いております。
- 第 2770 地区より 2025～26 年度各種セミナー日程お知らせ。
- 第 2770 地区岡村ガバナーより能登半島豪雨災害支援金の御礼と報告が届いております。
- 米山奨学会よりハイライト米山が届いております。
- ロータリー財団より財団ニュースが届いております。
- さいたま観光国際協会より IEC ニュース。
- 大宮西 RC、大宮東 RC、岩槻東 RC より 1 月例会予定表。
- 大宮東 RC、岩槻東 RC、大宮北東 RC より週報。



## 委員会報告

### 会員増強委員会

委員長 鈴木真樹

春日部イブニングロータリークラブパスト会長の坂寄栄司様、ようこそ岩槻 RC へ。

さて、昨年に会員増強委員会では新会員を含めた炉辺を行いまして、その際に新会員候補者リストをお渡ししました。第 3 例会で回収させていただきまのでよろしくお願ひします。回収した用紙を私の方でリストにまとめまして、あらためて炉辺の日程を決め、皆さんにお伝えします。

本年度 8 名の新会員に入会していただいております。目標を超えて 1 人でも多く増やしたいと思ひますので、皆さんどうぞご協力よろしくお願ひいたします。



### IM 実行委員会

委員長 田畑寛樹

2 月 5 日 (水) 18 時に開催する第 4 グループインターシティ・ミーティング (IM) に向けて今週 1/18 (土) 18 時から鮒又様にて IM 実行委員会を行います。2/5 の IM 大成功に向けて何卒ご参加のほど宜しくお願ひ申し上げます。



### ゴルフ部

副部長 星 和彦

昨年の 12 月 4 日 (水) 太平洋クラブ様において第 1 回ゴルフコンペが無事開催できました。ご参加頂いた皆さんありがとうございました。次回のコンペは 2 月 26 日 (水)、桃里カントリー倶楽部です。皆様奮ってご参加ください。



## 卓話

### インボイス制度について

しんみらい税理士法人  
代表税理士 坂寄 栄司 様  
(春日部イブニング RC パスト会長)



令和 5 年 10 月からインボイス制度が始まりました。導入されて 1 年以上が過ぎましたが、やはりわからないところなどいろいろ出てきているかと思ひますので、もう一回おさらいしたいと思います。

- インボイスには登録申請が必要  
消費税の課税事業者≠インボイス事業者  
※消費税の課税事業者=インボイス事業者ではありません。

まずは適格請求書発行事業者 (インボイス事業者) に登録申請します。新規開業者と一緒に届出書を出すと新規開業日からインボイス事業者になります。途中から申請する場合は提出してから 1~2 週間で登録されます。

税務署による審査を経て登録が完了すると、登録番号が通知され、「適格請求書発行事業者公表サイト」にて公表されます。お手元のスマホで確認できるようになっています。T で始まる 13 桁の番号です。

法人番号公表サイトで法人名を検索すると法人番号が出てきます。その法人番号をもとに「適格請求書発行事業者公表サイト」でインボイス事業者かどうか調べることができます。





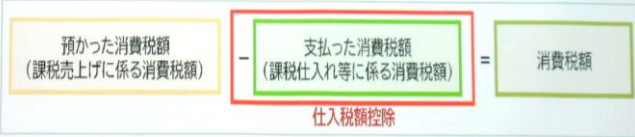
## ●消費税のしくみ

課税事業者はお客様から預かった消費税額から支払った消費税額を差し引いて消費税を納めるしくみになっています。

### そもそも、仕入税額控除って何？

課税事業者は、原則、下図のように販売等により預かった消費税額から、仕入等により支払った消費税額を差し引いて（仕入税額控

除）、消費税額を求めます。このような計算のしかたを「一般課税」といいます。この消費税額と、消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額が、納付税額となります。



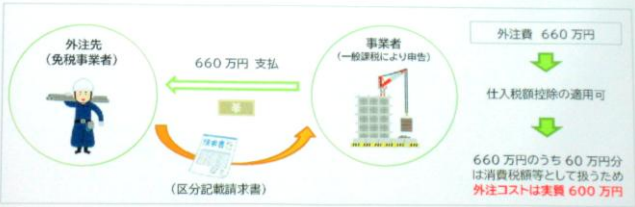
### 消費税のしくみ



### 現行は、仕入税額控除可能

現行での課税仕入れについては、相手先(売手)が課税事業者であることを要件としていません。そのため、売手が免税事業者等であっても、その支払が課税仕入れに該当す

る限り、その支払額は消費税額等込みの金額とされ、仕入税額控除を適用することができます。つまり事例の場合には、免税事業者である外注先へ支払った外注費 660 万円は、消費税額等が含まれているものとして、仕入税額控除を適用します。



請求書		軽減税率導入前の記載事項(以前の請求書)	
(株)〇〇販売 御中		+	
10/1 商品A	×年10月分 6,480 円	軽減税率導入後の追加事項(区分記載請求書)	
10/2 商品B	3,240 円	○ 軽減税率の対象品目である旨	
:		○ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額 <sup>**</sup>	
10/31 商品X	8,800 円	+ 新たに追加される事項(適格請求書)	
合計	109,000 円	○ 税率ごとに区分した消費税額等	
① 軽減税率対象	うち消費税額等 9,000 円	○ 適格請求書発行事業者の登録番号	
(10%対象: 55,000円)	うち消費税額等 5,000 円		
(8%対象: 54,000円)	うち消費税額等 4,000 円		
② 〇〇商事(株)			
登録番号 T0001234567890			

<sup>\*\*</sup> 適格請求書下での②は「税率ごとに区分して合計した対価の額(税込又は税込込み)及び適用税率」に改められます。

<sup>\*\*</sup> 上図のように一の書類ですべての記載事項を満たす必要はありません。例えば、契約書を取り交わした事務所の賃貸借のように、代金決済の程度、請求書の交付がない場合に、契約書と通帳をあわせて記載事項を満たすなど、複数の書類等をあわせて一の「適格請求書」とすることも可能です。

### 個人へ事務所家賃を支払っている場合にご注意ください！

免税事業者等との取引で影響が懸念される点の1つに、事務所家賃等の支払があります。

貸主が適格請求書(インボイス)発行事業者でない場合には、この事務所家賃等に係る消費税額について仕入税額控除をすることができません。

特に、経営者が所有している建物等を会社に貸しているケースなど、大家さんが個人である場合には、免税事業者である可能性が考えられます。

### インボイス制度下は、仕入税額控除不可

一方で、インボイス制度開始後は、免税事業者等から適格請求書の発行が受けられない

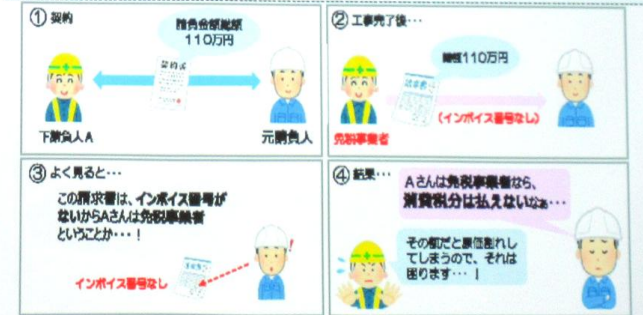
ため、「経過措置期間」を除き、原則、仕入税額控除をすることができません。つまり事例の場合、660万円は全額買手のコストとして認識することとなります。



ただし、令和5年10月～令和8年9月までは、60万円×80%=48万円控除できるので、12万円のコスト増  
令和8年10月～令和11年9月までは、60万円×50%=30万円控除できるので、30万円のコスト増

### インボイス制度後の免税事業者との建設工事の請負契約に係る建設業法上の考え方の一事例

- 「請負金額総額110万円」で建設工事の請負契約を行った。
- 工事完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請負人が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わねばならぬこととした。



➤それ、建設業法違反です！  
元請負人(下請契約の注文者)が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わねばならない(強制する)行為により、買付金額がその工事を施工するために通常必要と認められる額に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

- 【想定事例】
- 免税事業者(課税事業者)が、経過措置(甲)により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告した。
  - (注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その他の3年間は4割の控除ができることとされている。



➤それ、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります！  
発注事業者(課税事業者)が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります。

### 追加軽減措置

税負担・事務負担を軽減するための支援措置があります

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(2割特例)

適用対象者

インボイス制度を機に免税事業者から課税事業者になった事業者



## ●経過措置期間は、仕入れ税額控除可能

経過措置期間内は、期間ごとに定められている一定の割合について、仕入れ税額控除をすることができます。  
令和5年10月から仕入控除がまったくできなくなるわけではない点にご留意ください。

○免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除の適用関係

期間	免税事業者等からの課税仕入れにつき	
令和5年9月末まで	全額 控除できます	
令和5年10月～令和8年9月末(3年間)	80% 控除できます	経過措置
令和8年10月～令和11年9月末(3年間)	50% 控除できます	
令和11年10月以降	控除できません	

この経過措置を適用するには、免税事業者等から区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書の交付を受けて保存した上で、この経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要となります。

**事例** 売上700万円(税額70万円) ※サービス業  
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶  
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶  
70万円 × 50% = 35万円  
※70万円×50% (サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**

※制度開始から3年間の特例

## 適格請求書の交付義務が免除される取引

以下の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難であるとして、適格請求書の交付義務が免除されます。

- 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送
- 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食品等の販売(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る)
- 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)
- 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)

## 支払った領収書を会計処理前にチェック

会計処理前に受け取った領収書やレシート、請求書などが、インボイスの記載事項を満たしているか否かの**チェックが重要**です。会計処理が煩雑になるため、注意が必要です。

また、次のような記載事項の例外としての「簡易インボイス」や、**インボイスの発行が免除等**される場合もあるため注意します。



## スマイルBOX

### ビジター

春日部イブニングRCパスト会長 坂寄栄司 様  
「本日はよろしくお願ひ致します。」

### メンバー (50音順・敬称略)

- 小林 篤 坂寄先生 本日は卓話よろしくお願ひします。楽しみにしております。
- 鈴木真樹 坂寄先生、本日はようこそ岩槻RCへ。楽しみにしております。
- 田畑寛樹 親愛なる皆様、こんにちは。パスト会長坂寄様ようこそ岩槻RCへ。昨年度に引き続き卓話とても楽しみにしております。中村パスト会長、小林篤会長、昨日はごちそう様でございました。皆様、本日も何卒宜しくお願ひ申し上げます。
- 津多一幸 宜しくお願ひします。
- 富田友輔 本日も宜しくお願ひ致します。
- 内藤 明 坂寄様、卓話よろしくお願ひいたします。
- 中村 正 お客様ようこそ。
- 星和彦 本日もよろしくお願ひします。
- 松永 豪 本日も宜しくお願ひ致します。
- 三浦宣之 坂寄パスト会長本日は宜しくお願ひします。



本日の四つのテスト・ロータリーの目的唱和はクラブファシリテーターの中村正会員です。

### 出席報告

会員数	出席数	免除者	MU	出席率
25	10		6	64.00%

### スマイル報告

本日のスマイル合計	19,000円
年間累計額	575,000円